



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表
平成28年4月22日

報道関係者 各位

【照会先】

熊本労働局職業安定部職業対策課

課長 西 邦彦

課長補佐 岩下 正人

(電話) 096-211-1704

熊本労働局職業安定部地方訓練受講者支援室

室長 福山 一喜

室長補佐 四季 正次

(電話) 096-211-1707

熊本労働局労働基準部健康安全課

課長 秋吉 博明

課長補佐 中野 健一

(電話) 096-355-3186

熊本労働局労働基準部監督課

課長 越智 郁男

主任監察監督官 松尾 勲

(電話) 096-355-3181

「平成28年熊本地震に係る当面の緊急雇用・労働対策」について

地震発生に伴い、ハローワーク等における被災者への対応など様々な雇用対策に取り組んでおりますが、企業の生産活動への影響が生じている中で雇用・労働面においても、さらなる労働対策を講ずることとし、本日、「平成28年熊本地震に係る当面の雇用・労働対策」（別添）をまとめました。

【対策のポイント】

- 1 被災地における雇用を維持・確保しようとする企業への支援（雇用調整助成金の要件緩和）
- 2 被災した就職活動中の学生等のニーズに応じた対応
- 3 被災した方や復旧作業を行う方の安全・健康
- 4 賃金などの労働条件面の不安や疑問への対応

平成 28 年熊本地震に係る当面の緊急雇用・労働対策

平成 28 年 4 月 22 日(金)

- 1 被災地における雇用を維持・確保しようとする企業への支援(雇用調整助成金の要件緩和)
 - 経済上の理由により事業活動の縮小を行わざるを得ない場合に、雇用の維持を図ることを目的として支給される雇用調整助成金について、通常事業活動縮小の確認を前年同期と直近 3 か月間との比較で行うところ、直近 1 か月に短縮する特例を実施(4 月 14 日以降分について遡及適用可とする。)
【雇用調整助成金の概要】
景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練等により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用(休業手当、教育訓練の際の賃金等の一部)を助成する制度。
- 2 被災した就職活動中の学生等のニーズに応じた対応
 - 新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を 4 月 25 日に設置し、被災した就職活動中の学生等のニーズに応じた職業相談や当該相談を踏まえた企業への働きかけを実施。
- 3 被災した方や復旧作業を行う方の安全・健康
 - 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方に対して、安全に作業を行うための保安用品(防じんマスク約 55,000 枚、切創防止手袋約 10,000 組等)を無償提供(順次実施)。
 - 復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、特に注意いただきたい点を明示しつつ建設業関係団体に要請(4 月 18 日)。
 - また、公共工事発注機関に対して、復旧工事の発注において上記要請を配慮してもらおうよう要請(4 月 19 日)。
 - 倒壊家屋の復旧等の作業を安全に実施するため、作業現場の安全パトロールを行い、改善のために助言、注意喚起(4 月 25 日～)。
- 4 賃金など労働条件面の不安や疑問への対応
地震に伴い
 - 休業する場合も公的支援も活用でしてできるだけ労働者の不利益にならないよう、休業手当等に関し使用者が守るべき事項等について、労働基準法等に関する Q & A を公表(4 月 22 日)。
 - 倒産等による未払賃金の立替払制度について広報するとともに、申請手続を簡略化(4 月 22 日～)。